

保険証の廃止について

令和6年12月2日(月)より保険証が廃止されます

12月1日（日）時点でお手元にある保険証については有効期限の令和7年7月31日（木）まで使用できます。12月2日以降は、保険証の新規発行または紛失に伴う再発行は行えなくなりますのでご注意ください。

12月1日まで

- 新規で加入される方には保険証が交付されます。
- 保険証を紛失したときや、汚れたときは再発行することができます。

12月2日から

- 新たに保険証は交付されません。
- ①マイナンバーカードの保険証利用登録を行っている人は、医療機関にマイナンバーカードを提示することで受診することができます。
- ②マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない、又はマイナンバーカードをお持ちでない方には「資格確認書」を交付しますので、「資格確認書」を医療機関に提示することで引き続き受診することができます。

※現在お持ちの保険証は令和7年7月31日まで使用できます。

令和7年7月31日より前に有効期限が到来する場合はその有効期限までとなります。

受診の際はマイナンバーカードをご利用ください

マイナンバーカードを保険証として利用することで以下のメリットがあります。

- ①紙の保険証よりも医療費を20円節約できます。
- ②過去のお薬情報や健康診断結果を確認できるようになるため、より適切な医療を受けることができます。
- ③限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- ④引っ越し等で変更が生じても保険証の差し替えの必要がなくなります。

※他の健康保険から国民健康保険への切り替えなど、加入する健康保険が変わった場合は、これまで通り加入、脱退の手続きが必要です。

■お問い合わせ

下川町保健福祉課 医療給付係

☎4-2511内線613・614